

町制施行50周年記念

和木町

Waki Town Life Guide Book 2023

暮らしの便利帳

和木町ガイド

和木町の魅力再発見！

行政ガイド

様々な手続きなど

生活ガイド

暮らしに関する情報

!! イッツ・ア・スモール・和木町 !!

わが街
事典®

和木町

株式会社 サイネックス

和木町ガイド 4

防災・救急 12

届け出・証明 14

税金・保険料等 16

保険・年金 17

福祉・健康 20

子育て 23

生涯学習・
教育・保育 25

相談 26

あいあいバス
(コミュニティバス) 27

生活・環境 28

生活ガイド 32

和木町役場

〒740-8501

山口県玖珂郡和木町

和木1丁目1番1号

TEL 0827-52-2135 (代表)

FAX 0827-52-5313

<https://www.town.waki.lg.jp/>

見方をかえると、
未来が見えてくる。

新しい便利や快適が、
次々と生まれる時代。
人 社会 地球。
そのすべてに関わる化学だから、
創りだせる喜びがある。

いつもと違う視点で、
もっと、新しいことをしてみよう。
はっと、驚く何かを生み出そう。
豊かな未来は、きっとそこからはじまる。

ひとつずつ、少しずつ。
化学は世界を、もっとよくできる。

0→1
MAKE IT HAPPEN



三井化学

岩国大竹工場

〒740-0061 山口県玖珂郡和木町和木 6-1-2 TEL : 0827-53-9010

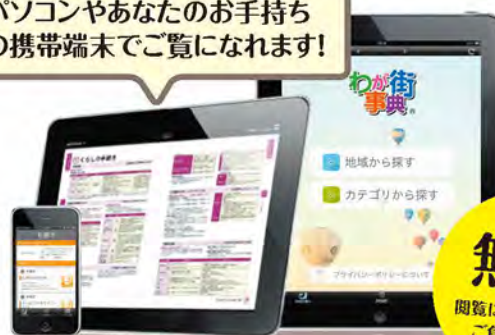
 *About a digital book*

2023年4月より公開

和木町 暮らしの便利帳が **電子書籍** に!!

**わが街
事典**®

パソコンやあなたのお手持ち
の携帯端末でご覧になれます!



無料

閲覧に伴う通信料は
ご負担ください



「わが街事典」電子書籍の特徴

お手持ちの携帯端末にダウンロードすることで、簡単に持ち運びでき、お好きなシーンで活用できます。使いやすいインターフェイスと電子書籍ならではの拡大・縮小機能で、どこでもどなたでもご利用いただけます。

いつでも
持ち歩ける
利便性 

iPadアプリ版

iPhoneアプリ版

Androidアプリ版



ダウンロード方法や対応端末など詳しくはこちら 



和木町 暮らしの便利帳

町長あいさつ



和木町長
米本 正明

町民の皆さまには、日頃より町行政に深いご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

町では、「緑の風薫る文化のまち和木町」を将来像として、子育て支援と教育の充実を重点施策に掲げ、文化的で魅力のある、そして活力みなぎる町を目指し、和木町独自の特色を生かした事業に積極的に取り組んでいるところです。

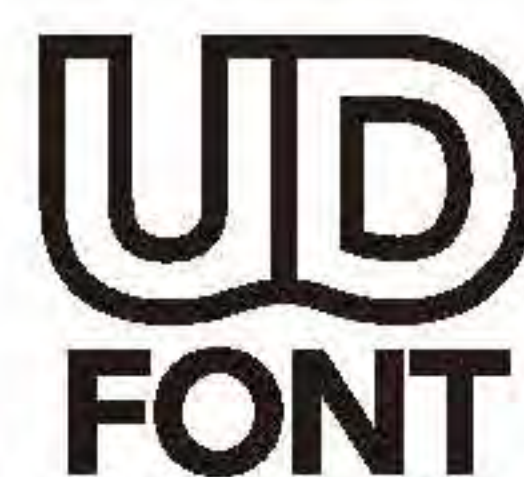
このたび、令和元年10月に株式会社サイネックスとの官民協働事業により発行した「和木町暮らしの便利帳」を、町制施行50周年事業の一環として、最新の内容に改定し、発行いたしました。この暮らしの便利帳は、役場の窓口での各種手続きや防災・医療・福祉など、町民の皆さまの暮らしに役立つ情報を分かりやすく掲載しております。皆さまの近くに置いていただき、日々の生活にご活用いただければ幸いです。

結びに、発行にあたってご支援・ご協力をいただきました事業者の皆様に、厚くお礼申し上げます。

令和5年4月



INDEX



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

● 町長あいさつ	1
● INDEX	2
● ライフサイクルINDEX	3

🔍 和木町ガイド 4

● 和木町のプロフィール	4
● 町制施行50周年	6
● 蜂ヶ峯総合公園	8
● 一般社団法人 和木町地域振興協会	9
● 和木町の魅力を紹介	10
● 和木町電話番号一覧	11

🔥 防災・救急 12

● 町がお知らせする避難情報	12
● 消防・防犯	13

📄 届け出・証明 14

● 届け出	14
● 印鑑登録	14
● マイナンバー制度	15
● 各種証明書発行(手数料)	15

💰 税金・保険料等 16

● 税金・保険料等の種類・納期 について	16
● 国税・県税についての お問い合わせは	16

💖 保険・年金 17

● 国民健康保険	17
● 国民健康保険料	17
● 後期高齢者医療制度	18
● 国民年金	19

🏠 福祉・健康 20

● 介護保険制度	20
● 要介護認定までの流れ	21
● 障害者福祉	22
● 健康診査	22

👶 子育て 23

● 子どもの予防接種	24
------------	----

🎓 生涯学習・教育・保育 25

● 町ぐるみ「和木学園」事業	26
● 和木町向学支援事業 (検定助成事業)のご案内	26
● 和木町立図書館	26

👥 相談 26

● 各種相談	26
--------	----

🚌 あいあいバス (コミュニティバス) 27

🗑️ 生活・環境 28

● ごみ	28
● 犬の登録・狂犬病予防接種	29
● 上水道	30
● 下水道	31

📖 生活ガイド 32

※生活ガイドは、暮らしに役立つ情報を掲載
しており、有料広告ページとなります。

● 住まいの基礎知識	32
------------	----

広 告



家電販売修理・住宅リフォーム
電気配線・水道配管 設計施工修理承ります

ふ そ う

玖珂郡和木町関ヶ浜1-9-11

☎ 0827-52-8400・FAX 0827-52-8402

携帯電話 090-3372-2861

E-mail: fusou@panaspot.co.jp

FUJITA INDUSTRIAL CORPORATION



一般土木工事 法面工事
型枠工事 伐採 水道工事

藤田工業 株式会社

本 社/〒741-0083 山口県岩国市御庄5丁目108-3 TEL 0827-45-1155
和木営業所/〒740-0061 山口県玖珂郡和木町和木1丁目13-7



藤田工業 株式会社

🔍 検索



ライフサイクルINDEX

緊急時

● 防災…P12
● 火災…P13

● 出生届…P14

● 国民健康保険…P17

● 妊産婦・乳幼児健康診査…P23

● 子ども医療費…P23

● 予防接種…P24

● こども園…P25

● こども園、小・中学校…P25

● 就学援助制度など…P25

● 図書館…P26

● 国民健康保険…P17

● 国民年金…P19

誕生



育児



教育



成人

戸籍の届出・各種登録は、町役場へ届け出てください

引っ越しに
関する届出

P14. 出生届

赤ちゃんが生まれたら
生まれた日から
14日以内に届出

P14. 婚姻届

結婚したら
届け出た日から効力

P14. 転入届

引っ越ししてきたら
引っ越ししてきた日から14日以内に届出

P14. 死亡届

家族が亡くなったら
死亡の事実を知った日
から7日以内に届出

P14. 印鑑登録

必要な方

P14. 転出届

町外へ引っ越ししていくとき
引っ越し日の約14日前から届出

P14. 転居届

町内で住まいが変わったら
引っ越しした日から14日以内に届出

老後



● 後期高齢者医療制度…P18
● 国民年金…P19
● 介護保険…P20

生活



● 税金…P16
● 国民健康保険…P17
● 国民年金…P19
● 健康診査…P22

結婚



● 戸籍…P14
● 婚姻届…P14

広 告



特定建設業
株式会社

和 木 商 事

本 社 玖珂郡和木町関ヶ浜1丁目6-20
岩国支店 岩国市装束町1丁目9-25
大竹支店 広島県大竹市立戸4丁目2470-13

TEL 0827-52-8813

TEL 0827-23-6665

TEL 0827-52-3523

※ 一般住宅・事務所・ビル等 解体工事のご依頼も!!



土地・建物・借家のご相談はお気軽に!!

山口県知事免許(3)第3348号

不動産売買賃貸仲介/ニューインディア保険代理店



株式会社和木不動産

和木町和木1丁目6-10 ☎ 0827-52-2729
FAX 0827-53-2515

<https://www.wakifudousan.jp>

E-mail: info@wakifudousan.jp

和木町のプロフィール



和木町ガイド

豊かに暮らせる夢のまち
未来に生きる若いまち
緑の風薫る文化のまち



和木町の概要

本町は、山口県の東端に位置し、小瀬川を挟んで広島県と隣接しています。町域は岩国市、北は広島県大竹市と接し、東は瀬戸内海に面しています。

人口と世帯数

令和5年2月1日現在

人口 **6,005人**

男 2,922人
女 3,083人

世帯 **2,677世帯**



位置と面積

- 北緯34度12分8.6秒
- 東経132度13分12.7秒
- 海拔 2.3m
- 東西 5.7km
- 南北 3.2km
- 面積 10.58km²

広告

安全・便利で快適な住環境を作りませんか

倒れそうな
ブロック塀の
改築

ガレージ
テラス工事

和木町和木4-11-19
株式会社 ダイワ
代表取締役 山本 克彦
0827-53-3330

草引き不要の
各種舗装工事

スロープ
手摺

お持ちの土地の有効利用としての
宅地造成、有料駐車場等の整備も承ります。

【営業品目】 土木工事、建築工事、舗装工事、造園工事

「お客様の日常に安心と信頼をお届けします」



(有)カシヤマ総合保険

損害保険代理店 生命保険募集代理店

〒740-0061 山口県玖珂郡和木町和木1-12-40-3

TEL(0827)52-5000

FAX(0827)52-3896

- 建築設計・監理
- 耐震診断・補強設計
- 住宅防音設計



株式会社 松重設計

代表取締役 藤 中 整

〒740-0017 岩国市今津町一丁目15番7号

TEL 0827-21-1138 FAX 0827-23-2353

Eメール matusige@lime.ocn.ne.jp

ホームページ https://matusige.com/

《設備機械総合メンテナンス》

回転機器・弁類の整備補修及び機械部品製作・加工

サカネテクノ株式会社



本社 大竹市北栄16番1号

☎ (0827)53-5151(代)

FAX (0827)53-4362

<http://www.sakanetechno.co.jp>

千葉出張所 大阪出張所

徳山出張所 松山出張所

本社技術研修センター



町章

昭和28年7月制定



「ワキ」を図化したもので、大きな円は円満融和を、中央の木の形は躍進を続ける町の発展を表している。

町の花「ツツジ」

昭和55年11月1日制定



町の木「ヤマモモ」

昭和55年11月1日制定



シンボルマーク



和木町の未来に向かって大きく成長する姿を「木」にイメージしてシンボライズしました。

蜂ヶ峯総合公園キャラクター



キャッチフレーズ

緑の風薫る文化のまち和木町

和木町の地域特性を生かしたうまいおいのある豊かなまちを構築し、快適な生活環境のもとであたたかい心のきずなで結ばれたまち、産業や教育・文化の息づくまちを創り上げるため、本町の将来像を「緑の風薫る文化のまち和木町」と定めます。

広告

岩国EGG事業協同組合（外国人技能実習生受入事業）



私どもの組合では、ベトナム・中国等の国から若くて優秀な技能実習生と日本企業の架け橋となる事業を行っています。

<取扱い職種>

惣菜製造業・とび・建設機械施工・水産加工食品製造・工業包装等
職種や、受け入れ国などお気軽にご相談下さい。

お気軽にお問合せください

【本社】山口県玖珂郡和木町和木4丁目9番24号

岩国EGG事業協同組合

検索

☎0827-28-6512

事務用品・事務機器・スチール家具・OA機器



株式会社 田宮事務器

〒739-0611 大竹市新町1丁目5-6

Tel(0827)53-1111・Fax(0827)53-1114

合成樹脂成型加工業
営業品目

①牡蠣養殖用パイプ

②ろ過担体パイプ

③枕用パイプ

④委託再生

株式会社 津元商店

大竹市木野1丁目5-6

☎(0827)53-6111 FAX(0827)53-6112

(和木工場)☎(0827)53-0931

町制施行 50周年

～和木町50年のあゆみ～

和木町は、昭和48年(1973年)4月1日に町制施行(和木村から和木町になる)し、令和5年4月1日に町制施行50周年を迎えました。

これまで和木町を築いてこられた先人に感謝するとともに、将来像である「緑の風薫る文化のまち和木町」の実現に向けて、更なる発展と変革への挑戦を続けていきます。

昭和48年	4月	和木町制施行
昭和50年	11月	役場新庁舎完成
昭和51年	1月	給食センター完成
昭和54年	7月	北海道恵庭市と姉妹都市締結
昭和55年	11月	町の木(ヤマモモ)・町の花(ツツジ)制定
昭和56年	9月	和木町総合コミュニティセンター完成
昭和58年	5月	町制施行10周年記念式典
昭和59年	1月	和木町民憲章制定
昭和61年	4月	防災行政無線運用開始
昭和62年	5月	蜂ヶ峯総合公園オープン
平成4年	2月	和木町文化会館完成
平成5年	4月	町制施行20周年記念式典 和木町シンボルマーク誕生
平成9年	6月	和木町総合福祉会館完成
平成11年	10月	和木町生誕100周年、恵庭市姉妹都市締結 20周年記念式典
平成12年	4月	ケーブルテレビ和木町内全域開局
平成15年	10月	町制施行30周年記念式典
	12月	和木美術館オープン
平成17年	11月	関関バイパス開通



旧和木町役場



姉妹都市調印式



広告

NISHIKI 測地・設計・補償・ICT ドローン事業・調査・管理・製図・GIS

株式会社 錦測量事務所

〒741-0083 岩国市御庄3丁目130番地6

TEL(0827)46-1500 fax(0827)46-1509 E-mail nisiki01@ruby.ocn.ne.jp

株式会社 ますもと設計事務所

代表取締役 **益本 重徳**
一級建築士・測量士
構造設計一級建築士

〒741-0072
山口県岩国市平田一丁目4-1
TEL (0827) 28-4725
FAX (0827) 28-4726
E-mail masumoto9857@giga.ocn.ne.jp

豊かな未来をめざして
「信頼のネットワーク」を拡げます。

土木建設業
クレーン海陸作業・リース業
一般貨物自動車運送事業
港湾運送事業

株式会社 ガンシン

代表取締役 木下 貴史

本社 岩国市飯田町二丁目9-12 ☎0827-23-1221(代)
建設事業部 岩国市飯田町二丁目9-12 ☎0827-23-1966
クレーン 岩国市室の木町一丁目669-1 ☎0827-23-1551
柳井支店 柳井市南浜四丁目3-1 ☎0820-23-3147

■電気設備 ■空調・換気設備
■給排水衛生設備 ■総合住宅設備
■防災通信設備 ■昇降機設備

株式会社フジテクノ
FUJITECHNO CO.,LTD.

〒740-0004 山口県岩国市昭和町2丁目5-24
TEL (0827)22-3456 FAX (0827)22-3455
E-mail : info@f-techno.com
https://f-techno.com

- 平成20年 3月 JR和木駅開業
 平成22年 3月 和木中学校新校舎完成
 平成25年 3月 和木小学校新校舎完成
 5月 町制施行40周年記念式典
 平成26年 8月 岩国和木豪雨災害
 平成28年 7月 和木町四境の役150年祭
 平成29年 3月 和木学園開園
 平成30年 7月 新瀬田分館完成
 平成31年 4月 和木こども園開園
 令和元年 10月 恵庭市姉妹都市締結40周年記念式典
 令和2年 9月 新関ヶ浜分館完成
 令和3年 4月 蜂ヶ峯総合公園に新エリアBee+がオープン
 令和5年 4月 町制施行50周年



和木駅開業



こども園



Bee+



和木町ガイド

広告

まかせて安心、使って便利
 左官工事の
下野工業株式会社
 代表取締役社長 下野 賢一

本社 〒740-0016 岩国市三笠町2丁目4-45
 TEL(0827)22-6188 FAX(0827)22-6190
 出張所 周南・広島
 ホームページ <http://www.sakan-shimono.co.jp>

山口県知事許可(般-2)21599号
 一級建築塗装技能士 一級鋼橋塗装技能士 のお店
株式会社 杉本塗装
 塗装工事一式・自社施工・低価格・長持ち高品質塗装 見積無料
 リフォームメニュー・外壁・屋根・内装塗装・防水工事
 TEL 0827-52-6767 FAX 0827-32-6000
 MAIL sugimoto_toso@yahoo.co.jp
 Instagram QR
 和木町和木1丁目7-20

田中機器商会
 業務用厨房設備・冷暖房空調設備
 冷凍冷蔵設備・設計施工

〒740-0061 山口県玖珂郡和木町和木4丁目14の13
 TEL 0827-53-6608/FAX 0827-53-6933
 岩国営業所
 〒740-1213 山口県岩国市美和町岸根145
 E-mail: tanakakiki@crocus.ocn.ne.jp

消防防災設備
 設計・施工・保守・点検
株式会社 東部防災

本社 山口県岩国市通津3743番地13
 〒740-0044 TEL 0827-38-1717
 FAX 0827-38-1777
 旭町事務所 山口県岩国市旭町1丁目4番23号
 〒740-0024 TEL 0827-29-2131
 FAX 0827-29-2136

街の景色をつくる 地域と共に

株式会社 大島組
 代表取締役 足谷 浩司

〒740-0011 山口県岩国市立石町二丁目3番6号
TEL 0827-21-3177 FAX 0827-24-3177
<http://www.oshima-gumi.com>
 北九州支店・福岡営業所・防府営業所

電気・通信・計装・防災・施工
株式会社 宮本電工
 建設業 電気工事業 山口県知事許可(般-3)第21694号
 電気工事業 山口県知事登録第28008号
 電気通信工事業 山口県知事許可(般-3)第21694号
 (一級電気工事施工管理技士)
 代表取締役 宮本 淳一

MD Miyamoto Denko
 〒740-0061 玖珂郡和木町和木3丁目8-28
 TEL(0827)53-5053 FAX(0827)28-2772
 E-mail miyamotochenkou@jg8.so-net.ne.jp

蜂ヶ峯総合公園



観覧車



ミニ動物園



ふわふわドーム



バッテリーカー



バラ園



ミニSL



恐竜の森

広告

オ
リ
ス

(株)長野総合建築事務所
NAGANO ARCHITECTS & ASSOCIATES
〒740-0018 山口県岩国市麻里布町6-3-10
TEL.0827-22-2251 FAX.0827-22-2254
E-mail info@nagano-arch.co.jp
http://www.nagano-arch.co.jp

中華食堂
和木

・コース料理、オードブルできます。
・お料理の持ち帰りもできます。(一部除く)
その他、お気軽にお問い合わせください。

玖珂郡和木町和木2-2-5
(和木町役場近く) ☎0827-28-5900
営業時間/11:00~14:00 17:00~21:00
(ラストオーダーは20:30)
定休日/月曜日

一般社団法人 和木町地域振興協会

〒740-0062 山口県玖珂郡和木町瀬田173番地4 Bee⁺ (ビープラス) 交流棟内
0827-28-4666 FAX 0827-28-4661

Facebookページ
「和木町いいねっと」



ホームページ
<https://www.wakiine.net/>



特産品

蜂ヶ峯総合公園Bee⁺交流棟インフォメーションで販売しています。



わき愛合い食材 もぶり

和木町周辺で親しまれている郷土料理の「もぶり」をお手軽に!



わき愛す やまもも

わき×恵庭 かぼちゃアイス

和木町の町木「やまもも」を使った「甘ずっぱあい」アイスクリームと、和木町・恵庭市姉妹都市締結40周年を記念して発売した、恵庭のえびすかぼちゃを使用したアイスクリーム。



Pony's side cafe

蜂ヶ峯総合公園Bee⁺交流棟内



営業日等はホームページをご確認ください。

<https://www.wakiine.net/#ponysidecafe>



メニュー



やまもも
ソフトクリーム



ハニカム
クロッフル



ビーフカレー
(土日・祝日限定販売)

和木町地域密着テレビチャンネル

和木ちゃんねる WAKI channel



町内で行われた行事や、お役立ち情報を放送中!
取材依頼・情報提供お待ちしております!

wakichannel.tv@gmail.com

※和木ちゃんねるの視聴は、ケーブルテレビ アイ・キャンへの加入が必要です。

はっちの家

蜂ヶ峯総合公園管理棟前



うどんなどの食事メニュー、売店もあります。

時 平日
11:30~14:00
土日・祝日
11:00~15:00

休 水曜日

※営業時間、定休日は変更になる場合あり

広告

大陽日酸エネルギーの
住宅リフォーム
REFORM SERVICE

太陽光パネルの設置・点検・修理。
リフォームまでお気軽にお任せ下さい。

高品質エネルギー
水の宅配サービス

TNE
☎0827-52-4276
HP:tn-energy.com

和木町関ヶ浜1193番地
大陽日酸エネルギー
大陽日酸グループ
中四国支社 山口支店
☎0827-52-4276
HP:tn-energy.com

広告

FBS 株式会社 不二ビルサービス

不二ビルサービスは
建物運営管理の総合企業です。

快適環境の実現をめざすため、安心、清潔、そして安全であり、次の時代に求められるサービスの「かたち」を創り良質なサービスをご提供します。

本社 広島 〒733-0002 広島市西区楠木町4丁目8-12
TEL 082-962-8912(代) FAX 082-962-8913

★塗装工事・防水工事 全般★外壁劣化診断 (コンクリート建物の改修工事)
★一般家屋からマンション その他

株式会社 武藤
(旧 有限会社 武藤塗装店)

夏は涼しく、冬は暖かく!
断熱・遮熱塗装でエコ対策をやってみませんか!

岩国市御庄4-105-9
TEL 0827-46-0774

和木町の魅力を紹介

和木町に住んで良かった、和木町に住んでみたいと思える魅力を紹介します。



(教育)



子どもが安全でのびのびと学べる環境が整っています

▶ 園小中の 給食費は無料

バランスの取れた栄養価の
高い給食が無料

▶ 海外短期語学留学

中学3年生を対象にニュージーランドで、
高校生を対象にカウアイ島(ハワイ)での海
外短期語学留学を実施しています。

▶ 検定受検料助成

子どもから大人まで全町民の英語検定・
漢字検定・数学検定、TOEIC、TOEFLの受
検料を助成しています。

▶ 園・小・中学校は 耐震化率100%

安全安心を確保するため
十分な耐震性を備えた校舎
です。

▶ こども園、小・中学校間の強い連携

それぞれが町内に1つずつであり、近距離に設置され
ている優位性を生かし、こども園、小学校、中学校、それ
ぞれの連携強化を図り、継続性をもって「わきっ子」の
健全育成に取り組んでいます。

▶ 和木町立 和木こども園

平成31年4月から幼保連携
型認定こども園としてスタート
しました。



(福祉医療)



安心して妊娠・出産できる充実のサポート

▶ 妊婦・乳幼児 健康診査の充実

標準内容に、3回の超音波検査を追加
実施。

▶ 風しん予防接種等に 関する費用助成

母子への感染を防ぐため抗体
検査、予防接種の費用を助成。

▶ 先天性代謝異常等検査 採血料公費負担制度

検査の採血料を町が負担。

▶ 出産祝金支給制度

住民基本台帳に記録されている方が
出産した場合、生まれた新生児の父ま
たは母に祝金を支給。(第1子3万円、第
2子3万円、第3子以降5万円)
※第1子は令和5年度から3万円に増額

▶ 高校3年生までの 医療費を助成

乳幼児医療制度に加え、
「こども安心医療費助成制
度」があります。

▶ 任意予防接種の費用を助成

一部助成 おたふくかぜ:1歳児及び年長児
インフルエンザ:生後6ヶ月児～小学6年生
(年2回)
全額助成 インフルエンザ:中学3年生及び高校3年生

広 告

測量・調査・設計
MITSUI・SURVEY-DESIGN・CREATIVE-TECHNOLOGY
株式会社 エムエスシー
〒740-0021 山口県岩国市室の木町1丁目1番8号
TEL(0827)22-9521/FAX(0827)22-9566

営業種目 ■測量部門 路線、基準点、河川、地籍、地形、深淺
水準、港湾、その他測量全般
■設計部門 道路、河川、急傾斜、橋梁、水路
■調査部門 用地、交通量、建物外壁診断 (KUMONOS)

営業所 〒739-0612 広島県大竹市油見3丁目18-11
大竹商工会議所内
TEL(0827)53-1400/FAX(0827)53-1470

◆省エネルギー、環境機器装置 ◆省力機器装置
◆化学、食品、機械、粉粒体機器装置 ◆風水力機器装置
◆試験、検査、計測機器装置

株式会社 山 産
岩国営業所

〒740-0018 岩国市麻里布町1丁目6番26号
TEL 0827-24-5571(代) FAX 0827-29-0033
URL: <http://www.k-yamasan.co.jp>



和木町電話番号一覧



施設名	電話番号
和木町役場代表番号 (兼 企画総務課)	52-2135
企画総務課	52-2136
税務課	52-2193
住民サービス課	52-2194
保健福祉課 福祉・医療係	52-2195
保健福祉課 高齢者・介護保険係	52-2196
都市建設課 住宅・都市計画・建築係	52-2197
都市建設課 道路・公園・水道・下水道係	52-2198
会計室	52-2199
議会事務局	52-2137
ふれあいコール和木 (小中学生の学校に関する相談)	0120-817830
総合コミュニティセンター	52-2191
和木町立図書館	54-0222
瀬田分館	52-2783
関ヶ浜分館	52-2931
和木町保健相談センター	52-7290
社会福祉協議会(総合福祉会館)	52-8644

施設名	電話番号
シルバー人材センター	53-8055
町民相談室(社協内)	52-1616
和木町文化会館	53-3123
教育委員会	53-3123
和木町体育センター	52-2811
和木美術館(アートウィング)	54-1009
和木中学校	52-4328
スマイルルーム	52-2165
和木小学校	53-2655
わきっこクラブ	53-2656
和木こども園	52-2707
和木駅交流プラザ	52-0220
蜂ヶ峯総合公園管理協会	52-3751
和木町地域振興協会 (Bee+交流棟)	28-4666
和木町商工会	53-2066
岩国警察署(和木警察官駐在所)	24-0110
岩国地区消防組合中央消防署 東出張所	21-2548 53-0119
和木郵便局	52-8883
JA山口県和木支所	53-1722
山口銀行和木支店	52-3191

集会所一覧	電話番号
和木1丁目集会所	53-1907
和木2丁目第1集会所	53-7705
和木2丁目第2集会所	53-2514
和木2丁目第3集会所	53-5667
和木3丁目第1集会所	53-2458
和木3丁目第2集会所	53-0848
和木4丁目第1集会所	-
和木4丁目第2集会所	52-1150
和木5丁目集会所	53-3184
瀬田2丁目集会所	52-1227
瀬田3丁目集会所	52-8803
瀬田4丁目集会所	-
大谷集会所	-
関ヶ浜1丁目第1集会所	52-1151
関ヶ浜1丁目第2集会所	53-1677
関ヶ浜2丁目集会所	-



和木町ガイド

広告

～解体からはじまる未来への手助け～



総合解体・土木
管理 施工

株式会社 エージェントY

本社 〒740-0061 山口県玖珂郡和木町和木1丁目1-16-14
岩国営業所 〒742-0335 山口県岩国市玖珂町5369-5

TEL(0827)52-1232 FAX(0827)82-5969

URL:agent-y.jp

久保田美装株式会社



総合ビルメンテナンス・ビル定期清掃
新築清掃・貯水槽清掃消毒・害虫駆除
ハウスクリーニング・エアコンクリーニング
〒739-0602 広島県大竹市南栄1-12-8

TEL:0827-52-3325 FAX:0827-28-4804

就労継続支援B型

就労移行支援

ひよりの里

岩国市美和町黒沢68-56 TEL:0827-95-0588

がんばる力を応援して下さい!!

車刈り・ゴミ回収・雑作業など
その他引き受けます

現地作業も
しています

○しいたけ 生・かんそう
○きくらげ 生・かんそう

とても
新鮮です

○造園緑化工事 ○土木工事 ○法面保護工事 ○害虫駆除
○エクステリア/ガーデニング ○電気工事 ○宅地建物取引
○記念碑・墓石 ○墓園委託管理 ○損害保険



株式会社 西部

本社 〒741-0061 山口県岩国市錦見八丁目7番5号

TEL(0827)43-4391・FAX(0827)43-4392

山口営業所 〒753-0831 山口県山口市大字平井153番1号

TEL・FAX(083)928-7877

花水木 〒739-0605 広島県大竹市立戸四丁目1番42号

TEL(0827)28-4128・FAX(0827)28-4187

瀬戸の風園 〒740-0035 山口県岩国市海士路町二丁目1136番27号

TEL(0827)34-4185・FAX(0827)34-4186

土質試験・地質調査(地質調査業登録 第1104号)



(株) 伸栄興産

〒741-0083 岩国市御庄1丁目115-9

TEL(0827)46-0673 FAX(0827)46-0671

URL http://www.shineikousan.co.jp

町がお知らせする避難情報

問 企画総務課 ☎52-2136

町は、町民の皆さまに避難が必要と判断した場合、その緊急度に応じた避難情報をお知らせします。また、防災行政無線屋外拡声器、和木町防災行政無線アプリ、和木町防災メール、和木町ホームページ、和木町公式Facebookの他、緊急メールにより町民の皆さまにお知らせします。

[警戒レベル]で避難のタイミングをお伝えします。

町から[警戒レベル3、4]が発令された地域の方は、速やかに避難してください。



自主防災について

災害が発生したとき、一人では何もできなくても、地域の人々が協力すれば大きな力になります。日頃から自主防災組織の活動に積極的に参加することが、自分や家族を守ることに繋がります。和木町では、自治会が自主防災組織となっています。

災害情報

災害時には、町から各種情報を提供します。また、皆さまからの情報もすみやかにお知らせください。

知人や友人の安否情報「災害用伝言ダイヤル171」

大規模な災害が発生した際に、被災地の方々が録音した安否情報を、その他の地域の親戚や友人等が「災害用伝言ダイヤルセンター」を通じて再生することができます。伝言の録音・再生は被災地の方々の自宅の電話番号、公衆電話、携帯電話・PHS (共に一部事業者を除く) を使って行います。

なお、利用にあたっての事前の契約等は不要です。

171 をダイヤルし、ガイダンスに従ってください。

非常持出品

いざという時のため、最低3日分の非常時持出品を用意し、リュックサックなどに入れておきましょう。



- ◆ 非常食品3日分 ◆ 水(目安3ℓ/日1人)
- ◆ 救急用品 ◆ ラジオ・懐中電灯
- ◆ 衣類・タオル・マスク・ウェットティッシュ
- ◆ オムツなどの生活用品 ◆ 現金・通帳
- ◆ 免許証、健康保険証、母子手帳、お薬手帳のコピー

緊急時連絡先

名称	電話番号
和木町役場 (災害対策本部)	0827-52-2135
岩国警察署	0827-24-0110
岩国警察署和木駐在所	岩国警察署から転送
消防署 (消防組合東出張所)	0827-21-2548
中国電力岩国営業所 (停電時)	0120-610-763
保健相談センター (救護所)	0827-52-7290

防災行政無線テレホンサービス

問 ☎0120-52-2136

住民の皆さまから「防災行政無線の緊急放送が聞こえにくい。」というお声をいただき、対策の一環として、防災行政無線テレホンサービス (無料) を行っています。放送が聞き取れなかった場合や、もう一度聞きたい場合などにご利用ください。

※通話料はかかりません。

※電話が集中してかかりにくい場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※確認できる内容は、役場からの最新の緊急放送のみとなります。最新の放送から概ね24時間で緊急放送の登録を解除します。

防災行政無線アプリ

住民の皆様から「防災行政無線の緊急放送が聞こえにくい」との声をいただき、令和2年より、防災行政無線の放送を音声・文書で知ることのできる「防災行政無線アプリ (cosmocast)」のサービスを開始しています。下記のアプリから登録をお願いします。



ios
(iPhone・iPad)



Android
(アンドロイド)

通報はあわてず、正確に！！

火事
のとき

火事です！
(家・山)が
燃えています。

住所は、和木町<地区名>
〇丁目〇番〇号です。
目標物は、〇〇です。

私は、〇〇(住所)に住む〇〇(氏名)です。
電話番号は、〇〇です。

※マンションやビルの場合、名称と〇階の〇号室とい
うことも知らせてください。
※住所がわからないときは、目標物になるもの(建物、
バス停など)を伝えてください。

火事や救急のときは119番



救急
のとき

交通事故
(急病)です！

場所(住所)は、和木町<地区名>
〇丁目〇番〇号です。
目標物は、〇〇です。

負傷者(病人)は〇〇で、状況(症状)は〇〇です。
・事故の場合：事故の状況、負傷者の数、容態
・急病の場合：患者の性別、年齢、症状

私は、〇〇(住所)に住む〇〇(氏名)です。
電話番号は、〇〇です。



防災・救急

家庭用防犯カメラ設置費補助金について

補助対象者

次の要件をすべて満たす方です。

- ◆自ら居住するために用いる町内の住宅(事務所、店舗
その他これらに類する用途を兼ねる家屋を含む)に新
たに防犯を目的に防犯カメラを設置する方
- ※アパート、借家は除きます。
- ◆町税等を滞納していない方

補助の対象となる経費

- ◆防犯カメラ及び画像データ保存装置等防犯カメラと
一体的に機能する機器の購入費
- ◆防犯カメラ用ケーブルの設置工事費
- ◆防犯カメラ設置工事費(既存設備の撤去、移設に要す
る経費は除きます。)
- ◆防犯カメラ設置の表示にかかる費用
- ◆防犯カメラの設置に必要な経費
- ※画像データを保存するためのスマートフォン及びタ
ブレットの購入にかかる費用は除きます。
- ※夜間用のための照明器具は含みません。ただし、防犯
カメラそのものに設置されるライトは可とします。

補助金の額

補助対象経費の1/2の額(千円未満の端数切捨て)で、1
住宅につき5万円を限度とします。

補助金を受けるには

- ◆防犯カメラ設置費補助金交付申請書(申請書は企画総
務課にあります。)
- ◆防犯カメラの概要がわかるカタログ等
- ◆設置場所の現況写真及び見取り図
- ◆防犯カメラの設置及び画像の取扱いを適切に行うこ
との証明書等
- ◆町税等完納証明書又は滞納が無いことの証明書
申請書提出後、企画総務課で内容を審査し、補助金交
付の可否を決定します。
なお、事業完了後は、完了の日から30日を経過する日ま
でに、実績報告書を提出していただくこととなります。

火災情報案内

問 ☎0827-31-0120

消防車両のサイレンが聞こえたときに、どこでどういっ
た災害が起きているかを、案内します。アナウンスされ
る内容は、火災出場です。

広 告

MITSUBISHI ELECTRIC
Changes for the Better

Quality in Motion

つながると見えることがある。
見えるとできることがある。

Next Building Solution

三菱電機ビルソリューションズ株式会社
〒730-0051 広島県広島市中区大手町2-11-10(NHK広島放送センタービル内)





届け出・証明

届け出

問 住民サービス課 ☎52-2194

戸籍の届け出

出生届

お持ちいただくもの

生まれた日を含め14日以内

- 出生証明書(出生届右面)
- 母子健康手帳

届出人 生まれた子の父または母

届出地 届出人の現在地(住所地)、
本籍地、出生地



婚姻届

お持ちいただくもの

受理した日に効力を生じる

- 戸籍謄本(本籍地が町外の方のみ)
- 届出人の本人確認ができる書類

届出人 夫・妻になる方

届出地 現在地(住所地)、本籍地

離婚届

お持ちいただくもの

受理した日に効力を生じる

- 戸籍謄本(本籍地が町外の方のみ)
- 届出人の本人確認ができる書類

届出人 夫・妻

届出地 現在地(住所地)、本籍地

死亡届

お持ちいただくもの

死亡したことを知った日から7日以内

- 死亡診断書または死体検案書(死亡届右面)

届出人 親族、後見人など

届出地 届出人の現在地(住所地)、
死亡者の本籍地、死亡地



住民基本台帳の届け出

転入届

お持ちいただくもの

住み始めた日から14日以内

- 転出証明書
- 届出人の本人確認ができる書類
- 外国籍の方は在留カードまたは特別永住者証明書
- マイナンバーカード(個人番号カード)

届出人 本人、同一世帯の方、
代理人(委任状が必要)

届出地 町役場

転出届

お持ちいただくもの

転出予定の約14日前から

- 届出人の本人確認ができる書類

届出人 本人、同一世帯の方、
代理人(委任状が必要)

届出地 町役場

転居届

お持ちいただくもの

転居した日から14日以内

- 届出人の本人確認ができる書類
- 外国籍の方は在留カードまたは特別永住者証明書
- マイナンバーカード(個人番号カード)

届出人 本人、同一世帯の方、
代理人(委任状が必要)

届出地 町役場

世帯変更

(世帯合併・世帯分離・世帯構成変更)

お持ちいただくもの

変更した日から14日以内

- 届出人の本人確認ができる書類

届出人 本人、同一世帯の方、
代理人(委任状が必要)

届出地 町役場



届け出・証明

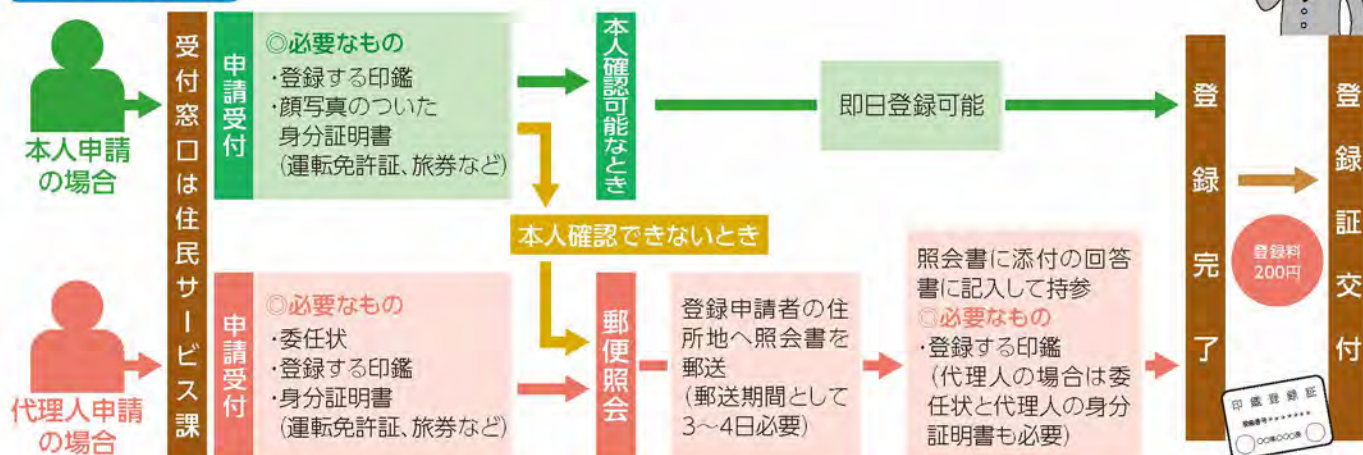
印鑑登録

問 住民サービス課 ☎52-2194

誰でも登録できるの？

満15歳以上で住民票に記録されている人が、一人につき1個だけ登録できます。転出すると失効します。

印鑑登録の流れ



マイナンバー制度

問 マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

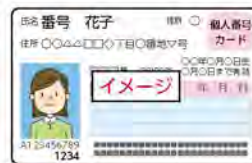
国民一人ひとりに与えられる12桁の番号のことです。一つとして同じ番号はなく、一人ひとりが固有の番号を持つことで、行政の効率化や国民の利便性の向上を図るものです。また、身分証明をはじめ、様々なことに利用できるマイナンバーカードが申請により交付されます。

マイナンバーカード

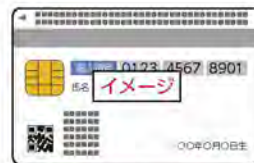
マイナンバーが記載された顔写真付のカードです。プラスチック製のICチップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真等が表示されます。

本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請等、様々なサービスにもご利用いただけます。

※マイナンバーカードの有効期間は、発行日から10回目の誕生日（未成年者は5回目）まで、電子証明書の有効期間は、年齢問わず発行日から5回目の誕生日までに設定されています。



イメージ(表)



イメージ(裏)

以下の手続きを行う場合、記載事項の変更等が必要となりますので、マイナンバーカードをご持参ください。

- ◆ 転入・転居・国外転出などの異動
- ◆ 戸籍届出による氏名などの変更

各種証明書発行(手数料)

問 住民サービス課 ☎52-2194

交付時に必要な書類－本人確認書類－

窓口では、個人情報の保護を徹底するため、交付申請時に本人確認を実施しています。ご理解とご協力をお願いします。

	分類1(写真付)	分類2	分類3
証明書類の種類	◆ 運転免許証 ◆ 旅券(パスポート) ◆ 国または地方公共団体の機関が発行した免許証など ◆ 住基カード(写真付き) ◆ マイナンバーカード(個人番号カード)など	◆ 各健康保険被保険者証 ◆ 国民年金手帳 ◆ 年金証書 ◆ 住基カード(写真なし)	◆ 学生証 ◆ 法人発行の身分証書 ◆ 分類1以外の国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書
必要数	上記の内1点で確認	上記の内2点以上で確認	上記の証明書類のみでは不可。分類2との組み合わせで確認

(有効期限内で、住所が記載されているものは住民票に記録されている住所)

戸籍・住民票関係の発行

証明書の種類	手数料	申請に必要なもの・注意事項
住民票	1通 200円	◆ 本人・同一世帯の方の場合 ・本人確認書類
住民票記載事項証明書	1通 200円	◆ 代理人の場合 ・委任状 ・代理人の本人確認書類
戸籍全部・個人事項証明書	1通 450円	※ 本籍地の市区町村で発行します。 ◆ 戸籍に記載されている方などによる請求…本人確認書類 ◆ 代理の場合 ・委任状…代理人の本人確認書類 ◆ 第三者請求…本人確認書類 ・必要に応じて資料の提供や説明を求めます。
除籍全部・個人事項証明書	1通 750円	
原戸籍謄・抄本	1通 750円	
戸籍記載事項証明書	1通 350円	
戸籍の附票	1通 200円	※ 本籍地の市区町村で発行します。 ◆ 本人の場合 ・本人確認書類 ◆ 代理人の場合 ・委任状 ・代理人の本人確認書類
身分証明書	1通 200円	
印鑑登録証明書	1通 200円	◆ 印鑑登録証

税関係の証明書の発行

問 税務課 ☎52-2193

	証明書の種類	手数料	申請に必要なもの・注意事項
住民税	所得証明書	1通 200円	所得金額の証明
	課税証明書	1通 200円	所得金額、所得控除および税額の証明
固定資産税	評価証明書	1通 200円	資産の評価額の証明
	公課証明書	1通 200円	課税標準額、税相当額の証明
	名寄帳	1通 200円	納税義務者の資産の一覧
	住宅用家屋証明書	1通 1,300円	登録免許税の税率軽減に該当する旨の証明
納税	納税証明書	1通 200円	納められた税額の証明
	完納証明書	1通 200円	全ての税目において滞納がないことの証明
	軽自動車税継続検査用	無料	軽自動車税の滞納がないことの証明



届出・証明



税金・保険料等

住みよい環境のもとで生活するために、町税の果たす役割は重要です。

町民の皆さまに納めていただく町税は、福祉、教育、土木など町のさまざまな「行政サービス」の向上を図るための財源として重要な役割を果たしています。

税金・保険料等の種類・納期について

問 税務課 ☎52-2193

税金・保険料等の種類		納税義務者	納期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町民税	町が行政サービスを提供するために必要な費用を、町民の皆さまに負担していただく税金です	1月1日現在、町内に住所を有し、前年中に一定額以上の所得があった人			1期		2期		3期			4期		
			給与からの特別徴収：毎月											
			公的年金からの特別徴収：年金支給月											
固定資産税	固定資産の価格をもとに算定される税額を、その固定資産の所在する市町村が課税する税金です	1月1日現在、町内に土地、家屋または償却資産を所有する人	1期			2期					3期		4期	
軽自動車税	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車に対してかかる税です	4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車（農耕作業用を含む）を所有する人		全期										
国民健康保険料	市町村が、国民健康保険に要する費用に充てることを目的とします	世帯を単位とし、世帯主が納税義務者になります				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
後期高齢者医療保険料	被保険者の窓口負担を除く医療費を、被保険者の保険料・公費・現役世代の保険料で負担します。	75歳（一定の障害の状態にある人は65歳）以上の方が被保険者となり、被保険者一人ひとりが保険料を納めます。				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
			公的年金からの特別徴収：年金支給月											
介護保険料	加入者が保険料を納めて、要介護認定を受けてから介護サービスを利用する制度です。	原則として40歳以上の方が加入しますが、保険料の負担方法は年齢によって異なります。				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
			公的年金からの特別徴収：年金支給月											

国税・県税についてのお問い合わせは

項目	問い合わせ先	
県税について（法人県民税、不動産取得税、自動車税など）	岩国県税事務所	☎0827-29-1500
国税について（所得税、相続税、贈与税など）	岩国税務署	☎0827-22-0111





国民健康保険

問 保健福祉課 ☎52-2195

国民健康保険とは

会社など職場の健康保険に加入している人、後期高齢者医療制度で医療給付を受ける人、生活保護を受けている人以外の人を対象とした医療保険制度で、山口県が財政運営の責任主体となり制度の安定化を図り、和木町が地域におけるきめ細やかな事業を担います。

国民健康保険に関する届出について

届出には世帯主および届出に関係する方全員の個人番号（マイナンバー）の記載が必要です。個人番号の確認できるものをご持参ください。

届出をされる方の本人確認をさせていただきますので運転免許証など写真入りのものをご持参ください。

届出が必要なとき

国保に加入するとき

こんなとき	必要なもの
転入したとき	転出証明書
他の健康保険（協会けんぽ、健康保険組合、共済組合など）をやめたとき	健康保険をやめたことを証明するもの（健康保険資格喪失証明書など）
子どもが生まれたとき	出生証明書、母子健康手帳
生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書

国保をやめるとき

こんなとき	必要なもの
転出するとき	国民健康保険被保険者証
他の健康保険（協会けんぽ、健康保険組合、共済組合など）に加入したとき	国民健康保険被保険者証、加入した健康保険の被保険者証
死亡したとき	国民健康保険被保険者証、死亡を証明するもの
生活保護を受けるようになったとき	国民健康保険被保険者証、生活保護開始決定通知書



国民健康保険料

保険料の決め方

次の3つの計算方法を組み合わせ、一世帯当たりの保険料を決めます。

所得割

世帯の加入者の所得に応じて計算

均等割

世帯の加入者の人数に応じて計算

平等割

一世帯当たりで計算

⚠ 保険料を滞納すると

有効期限の短い「短期被保険者証」や、医療費をいったん全額自己負担する「資格証明書」が交付されます。また、国保の給付が差し止められることがあります。



制度のしくみ

被保険者(山口県内に居住の方)



- ◆75歳以上の方
75歳の誕生日から加入します。加入手続きは必要ありません。
- ◆65歳以上75歳未満の一定程度の障害がある方で、申請により広域連合の障害認定を受けた方
認定を受けた日から加入します。障害認定により、後期高齢者医療制度への加入を希望される場合は、手続きが必要です。また、認定後いつでも将来に向かって撤回することができます。



後期高齢者医療制度の運営は、山口県内がすべての市町が加入する「山口県後期高齢者医療広域連合」が行います。

被保険者証

- ◆被保険者証は、原則として郵送でお届けします
- ◆被保険者証は、1人につき1枚
- ◆毎年8月1日付けで更新(定期更新)
- ◆医療機関にかかるときは必ず提示

⚠有効期限内に、一部負担金の割合や住所など記載事項に変更があった場合は、新しい証を交付しますので、変更前の証を市区町村の担当窓口または広域連合に必ず返却してください。

75歳になられる方	障害認定の方	住所異動された方	定期更新
75歳の誕生日の前月中にお届けします。誕生日から使用してください。	認定後速やかにお届けします。後期高齢者医療制度に加入される前に使用されていた被保険者証などの処分については、交付元の市区町村国民健康保険担当課や健保組合などにご確認ください。	住所異動手続きの約1週間後にお届けします。1週間以内に受診予定のある方は、市区町村の担当窓口にお申し出ください。	毎年7月中にお届けします。新しい被保険者証は8月1日から使用してください。

保険料の決め方

保険料は個人ごとに計算され、被保険者一人一人に、負担能力(所得)に応じて公平に納めていただきます。

均等割額 被保険者全員が均等に負担	+	所得割額 被保険者の所得に応じて負担	=	年間保険料 4月から翌年3月までを1年間
----------------------	---	-----------------------	---	-------------------------

年度途中で加入された場合は、加入月分から計算され、年度途中で資格を喪失された場合の喪失月分は計算されません。
※均等割額と所得割額は2年ごとに見直しが行われます。

広告

ワキ薬局

和木町和木3丁目1番8号
(和木駅から300M)

TEL 0827-53-3392

薬や健康に関することはお気軽にご相談ください

処方箋薬

在宅

オンライン

健康相談

一般薬

健康食品

【営業時間】月・火・水・金 9時～18時 / 木 9時～17時 / 土 9時～13時

かわち薬局

開局時間 月・火・水・金 8:30～18:00
木 8:30～16:30
土 8:30～12:30
休日 日曜・祝日

和木町和木2-8-19

☎ (0827) 52-6288
FAX (0827) 52-0387

国民年金とは

国民年金制度は、老後の生活や、思わぬ病気やけがで障がい者となったり、一家の働き手を失ったときなどに、年金により経済的な援助をすることで生活を安定させるための制度です。

国民年金加入者



**第1号
被保険者**

- ◆ 自営業者
- ◆ 自由業者
- ◆ 農林漁業従事者
- ◆ 学生

第1号被保険者の保険料は性別、年齢、所得、地域などに関係なく**全国一律**です！



**第2号
被保険者**

厚生年金や共済組合に加入している人

- ◆ 会社員
- ◆ 公務員



**第3号
被保険者**

第2号被保険者の被扶養配偶者

- ◆ 会社員の妻(夫)
- ◆ 公務員の妻(夫)



第2号、第3号被保険者は、厚生年金保険料や共済組合掛金の一部が国民年金制度に支払われます。

国民年金の給付と種類

基礎年金	老齢基礎年金	国民年金保険料の納付(免除も含む)期間が10年以上ある人が、65歳になったときから受けられる年金です。
	障害基礎年金	国民年金加入中または20歳前に初診日のある病気やけがで障がい者になった人が受けられる年金です。※受給する要件を満たしている必要があります。
	遺族基礎年金	国民年金加入者や老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人が死亡したとき、生計を維持されていた子のいる配偶者または子が受けられる年金です。
第1号被保険者に対する独自給付	付加年金	付加保険料を上乗せして納めた場合は、加算された年金額を受けられます。
	寡婦年金	老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が、老齢・障害基礎年金を受けることなく死亡したとき、婚姻期間が10年以上ある妻に60歳から65歳まで支給されます。
	死亡一時金	保険料を3年以上納めた人が、老齢・障害基礎年金のいずれも受けずに死亡し、その家族が遺族基礎年金を受けられないとき支給されます。



保険・年金

こんなときは届け出を

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は、全員が加入します。

「こんなとき」具体例		必要なもの	期 間
加入しているとき	厚生年金や共済組合加入者の被扶養配偶者でなくなったとき	◆ 基礎年金番号が分かるもの ◆ 扶養抹消年月日がわかる書類など	14日以内
	会社など退職したとき	◆ 基礎年金番号が分かるもの ◆ 退職日のわかる書類	
	年金を受けようとするとき	◆ 基礎年金番号が分かるもの ◆ 住民票 ◆ 戸籍謄本など	受 給 対 象 に な っ た と き
年金を受けているとき	引き続き年金を受けようとするとき (住民票コードが確認できている人は不要)	◆ 受給者現況届 ◆ マイナンバー確認書類など	誕 生 月 ま た は 指 定 さ れ た 日
	年金を受けていた人が死亡したとき	◆ 国民年金証書 ◆ 戸籍謄本など	14日以内
	住所の変更 (日本年金機構にマイナンバーが登録されている人は不要)	◆ 国民年金証書など	10日以内

保険料の免除制度があります

経済的理由で保険料の納付が困難な場合は、全額、4分の3、半額、4分の1で免除する制度があります。まずは申請を！

学生納付特例制度	納付猶予制度	産前産後保険料免除制度
学生については、在学中の保険料を後で納めることができます。	50歳未満の人については、保険料の納付を猶予する制度があります。	出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間の保険料が免除されます。

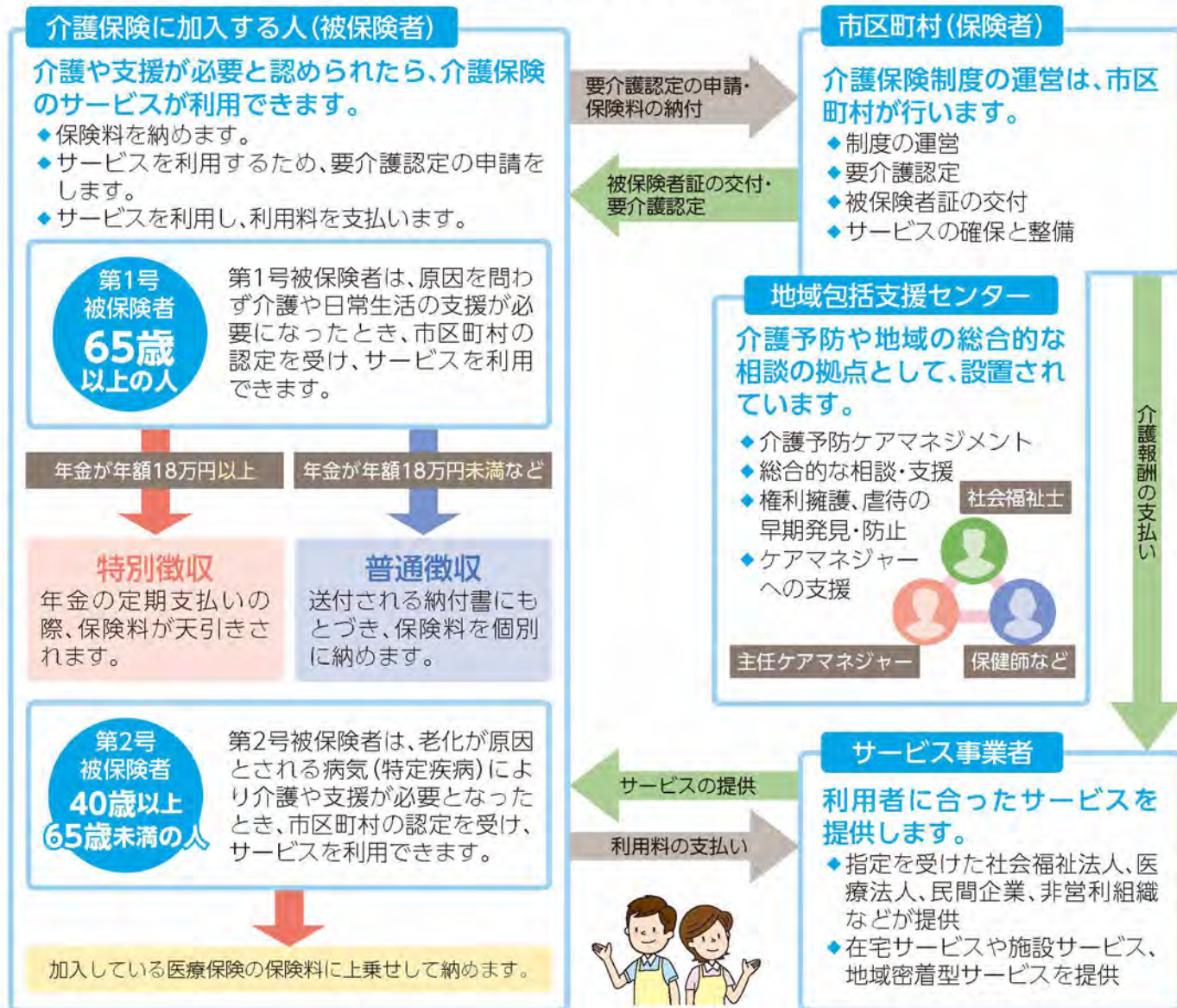


介護保険制度

問 保健福祉課 ☎52-2196

みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要になったとき、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。



広 告

わきあいあい苑

特別養護老人ホーム デイサービスセンター
ホームヘルプステーション グループホーム

TEL(代): 0827-54-0345

FAX: 0827-52-0055

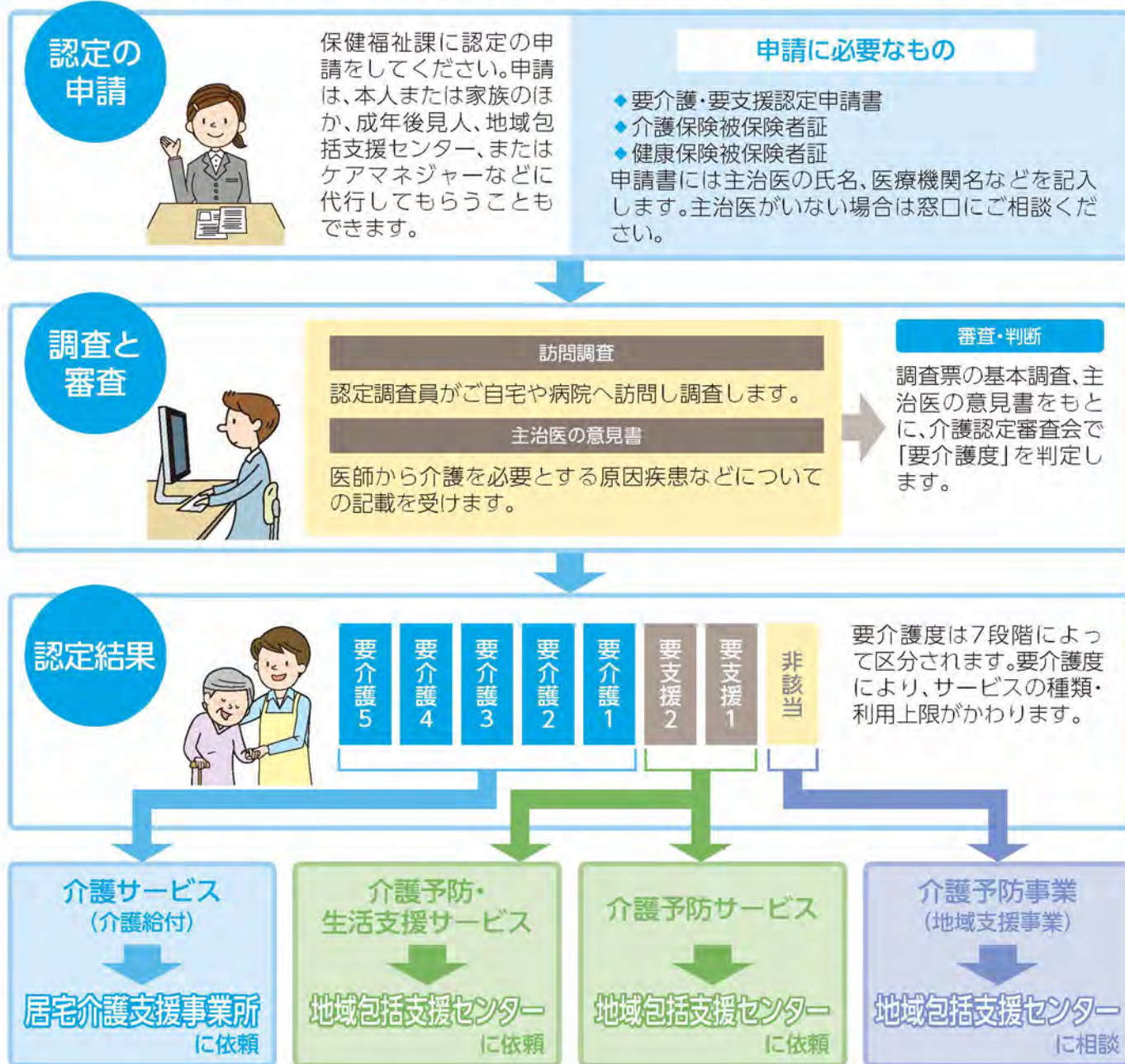
居宅介護支援事業所

TEL(直通) 0827-54-0322

和木町瀬田4-1-1



サービスを利用するためには、市区町村に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。



福祉・健康



障害者手帳

障害の種別によって、以下の手帳を取得することができます。

身体障害者手帳

身体の障害の種類や程度により1級から6級までの等級と、第1種と第2種の区分があります。

療育手帳

知的な障害があり、県の機関で一定の基準に該当すると認められた場合に交付されます。障害程度の区分はA、Bがあります。

精神障害者保健福祉手帳

精神障害のために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人に交付されます。程度により1級から3級までの等級があります。

こんな時は届け出を！

- ◆ 住所、氏名、保護者が変わったとき
- ◆ 手帳を紛失、破損したとき
- ◆ 障害程度が変わったとき（再申請により障害等級が変更することがあります）
- ◆ 本人が死亡したとき

各手当

障害のある人および障害のある児童を家庭で監護している人に、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当が支給されます。各手当の支給を受けるためには、申請が必要です。

※特別児童扶養手当の申請窓口は、住民サービス課です。

交通費助成

一般のタクシーで利用できる、タクシー利用券を交付しています。

対象者

- ◆ 身体障害者手帳1級～3級
- ◆ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ◆ 療育手帳をお持ちの方

健康診査

問 保健相談センター ☎52-7290

和木町の健康診査は、個別健診と集団健診の2通りの方法で行います。受診できる健診項目が異なりますので、ご注意ください。

個別
健診

契約医療機関にて実施します。

集団
健診

6月に保健相談センターにて実施します。（※4月に事前申込必要。）

健診項目	対象者	検査内容	個別健診	集団健診
特定健診	40歳以上75歳未満の国民健康保険加入者	計測・検尿・血圧・血液検査・診察等	○	○
後期高齢者健診	後期高齢者医療保険加入者	計測・検尿・血圧・血液検査・診察等	○	○
胃がん検診	40歳以上の方	胃部バリウムX線検査		○
肺がん・肺結核検診	40歳以上の方	胸部X線撮影		○
大腸がん検診	40歳以上の方	便潜血検査（2日法）		○
前立腺がん検診	50歳以上の偶数年齢の男性	血液検査		○
肝炎ウイルス検診	40歳の方・過去未受診の方	血液検査		○
骨粗鬆症検診	40歳から70歳までの5歳節目年齢の女性の方	踵骨の骨密度測定		○
胃がんリスク検診（ABC検診）	40歳	血液検査		○
子宮頸がん検診	20歳以上の女性の方	子宮頸部の細胞診		○
乳がん検診	40歳以上の女性の方	マンモグラフィ（乳房X線検査）	○	

広 告

昭和21年創業 総合医療商社 海井医科器械(株)
代表取締役社長 海井朗弘

医療から福祉まで迅速対応・相談応需

海井福祉サービス

和木町和木5-9-43(三井化学記念体育館前)

☎0827-28-1122

★ 業 務 内 容 ★

介護のご相談
福祉用具のレンタル・販売
医療用具・施設用具の販売
ストーマ、住宅改修



子育て

出産・子ども医療費など

問 保健福祉課 ☎52-2195

出産育児一時金

出産育児一時金は、出産された方が出産時に加入している健康保険から支給されます。

国民健康保険に加入されている方

出産育児一時金として42万円を支給します。(医療機関が産科医療補償制度に加入している場合)

原則として、医療機関への高額の出産費用を直接支払わなくてもよくなる「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」となります。

⚠ 国民健康保険以外の保険に加入の方

国民健康保険以外の健康保険でも、同様の制度があります。詳しくは勤務先または加入している健康保険へお問い合わせください。

出産祝金の支給

新生児の誕生を祝福し、健やかな成長を願うとともに、若者の定住を促進し、町人口の増加を図ることを目的とし、和木町の住民基本台帳に記録されている方が出産した場合に、出産祝金を支給します。

祝金の額

第1子	3万円(令和5年度から)
第2子	3万円
第3子以降	5万円

子ども医療費給付制度

0歳～18歳に達した後最初の3月31日までの間にある子どもに係る、保険適用分の医療費が対象です。(ただし、入院時食事療養費の標準負担額を除く)

給付内容

申請が承認されると、こども医療費受給者証が交付されます。県内の医療機関は、この受給者証の提示で、窓口での支払いが無料になります。

必要な書類

- ◆ 健康保険証
- ◆ 被保険者名義の口座番号がわかるもの(第1子目の方のみ)
- ◆ マイナンバーがわかるもの(対象児童及び父母のもの)

児童手当

問 住民サービス課 ☎52-2194

児童手当

児童手当は、中学校卒業までの児童を養育している方に支給されます。手当は申請月の翌月分から支給します。転入や出生が月末の場合は、その日から15日以内に申請があれば、申請月分から支給します。

児童手当支給額(所得制限額未満)

区分	月額
0歳から3歳	15,000円
3歳から 小学校終了前	10,000円 15,000円【第3子以降】
中学生	10,000円

※所得上限額未満は、1人5,000円の支給になります。
所得上限額以上の場合は支給されません。

母子保健

問 保健相談センター ☎52-7290

不妊治療費の助成

不妊症のため子どもを持つことが困難な夫婦に対し、治療費等の一部を助成します。

医療機関は、山口県が指定している医療機関が対象です。県外の医療機関で治療を受けることもできます。

産後支援事業

産後の母親が、心身のケアや育児のサポート等を受けることができます。

- ◆ 産後の相談支援事業
- ◆ 産後ケア事業(宿泊型)

妊産婦・乳幼児健康診査

母子ともに健康で過ごせるように、各種健康診査を行っています。

個別健診

母子健康手帳交付時等に各種健康診査や検査の無料券を交付します。

妊婦：一般健康診査(14回分)及び各種検査、歯科健診(1回)

産婦：健康診査(2回分)

乳児：健康診査(5回分)

受診には

- ◆ 契約医療機関で利用できます。
- ◆ 契約外の医療機関で受診を希望する方は、ご連絡ください。

集団健診

健康診査種類	回数	対象
1歳6カ月児	年4回	1歳6カ月～2歳未満
3歳児	年4回	3歳～4歳未満

広告



だいくく小児科クリニック

院長 大黒 一成

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00～12:30	●	●	/	●	●	●
14:30～18:00	●	●	/	●	●	/

休診日/水曜、土曜午後、日曜、祝日

〒739-0622 広島県大竹市晴海1-4-13-2F

TEL 0827-57-5225 FAX 0827-57-5227

<http://daikoku-syounika.jp>



子育て

子どもの予防接種

問 保健相談センター ☎52-7290

予防接種は種類により受ける時期・回数などが定められています。下記の表を参考に、接種スケジュールをたてて、受け忘れないようにしましょう。(このほかに、任意予防接種(10ページ)の助成も行っています)

予防接種の種類			接種年齢	標準的な接種時期	接種間隔
ロタウイルス	1価	2回	生後6週～生後24週になる前日	初回:生後2か月～生後15週になる前日までに開始	4週間以上の間隔をおく
	5価	3回	生後6週～生後32週になる前日		
ヒブ (インフルエンザ菌b型)		初回①②③	2カ月～5歳未満 (開始月齢によって回数が違います。)	生後2カ月～7カ月未満に開始	27日以上 (標準:27日～56日)
		追加		初回終了後7カ月以上～13カ月未満	初回終了後7カ月以上
小児用肺炎球菌		初回①②③	2カ月～5歳未満 (開始月齢によって回数が違います。)	生後2カ月～7カ月未満に開始	27日以上
		追加		初回終了後60日以上あけ、1歳～1歳3カ月未満で	初回終了後60日以上あけて1歳以降に
四種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ)		1期初回①②③	3カ月～7歳6カ月未満	生後3カ月～12カ月未満	20日以上 (標準:20日～56日)
		1期追加		初回終了後12カ月～18カ月未満	初回終了後6カ月以上
B型肝炎		初回①②追加	2カ月～1歳未満	生後2カ月～8カ月未満 (平成28年4月以降に生まれたお子さんが対象です。)	27日以上 初回から139日以上
BCG			3カ月～1歳未満	生後5カ月～8カ月未満	
MR(麻しん・風しん)		1期	1～2歳未満	1歳になったらすぐ	
		2期	小学校入学前の1年間	年長児	
日本脳炎		1期初回①②	6カ月～7歳6カ月未満	3歳～4歳未満	6日以上 (標準:6日～28日)
		1期追加		4歳～5歳未満(初回終了後おおむね1年後)	初回終了後6カ月以上
		2期	9～13歳未満	9歳～10歳未満	
水痘(水ぼうそう)		①	1～3歳未満	1歳～1歳3カ月未満	3カ月以上
		②		1回目接種後、6カ月～12カ月未満	
二種混合 (ジフテリア・破傷風)		2期	11～13歳未満	11歳～12歳未満	
子宮頸がん		3回	小学校6年生の4月1日～ 高校1年生の3月31日まで	中学1年生	2価:1か月以上の間隔をおいて2回接種した後、1回目の接種から5か月以上、かつ2回目の接種から2か月半以上の間隔をおいて3回目を接種 4価:1か月以上の間隔をおいて2回接種した後、2回目の接種から3か月以上の間隔をおいて3回目を接種



子育て

病児保育

問 教育委員会事務局 ☎53-3123

広島広域都市圏及び県内の全市町と協定を結んでいます。利用にあたって、事前に手続きが必要ですので、教育委員会事務局にご相談ください。

広 告

中村クリニック

内 科・糖尿病内科・呼吸器内科

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前9:00～12:00	●	●	●	●	●	●
午後2:00～6:00	●	●	●	—	●	—

休診日 / 木曜・土曜 午後 日曜・祝日

和木町和木 2-9-11

☎0827-53-8100





問 教育委員会事務局 ☎53-3123

和木町文化会館

問 文化会館(教育委員会事務局) ☎53-3123

施設概要 ホール、集会室、講習室、視聴覚室 等

開館時間 午前8時30分～午後10時。ただし施設の利用が無い場合は平日午後5時15分まで、土日祝は閉館。

休館日 年末年始(12月29日～1月4日まで)

和木美術館(愛称:アートウィング)

問 教育委員会事務局 ☎53-3123

文化遺産や芸術・美術作品などの展示を通し、身近に芸術と親しむことが出来るほか、文化発表の場として町内外の皆さまに広くご利用いただいております。

和木町立小・中学校

名称	所在地	電話番号
和木小学校	和木町和木1-13-1	53-2655
和木中学校	和木町和木2-5-2	52-4328

入学

公立の小中学校は、住民登録されている現住所により通学する学校(指定校)が定められています。

入学通知

入学予定のお子さんの保護者に対し、入学する学校を指定した「入学通知書」を、1月末までにお送りします。入学通知書は、入学式にご持参ください。

なお、次の場合は、教育委員会までご連絡ください。

- ◆ 入学通知書が届かないときや記載内容に誤りがあるとき。
- ◆ 入学通知書を受け取った後、転居、転出するとき。

転校手続き

新しい住所が決まったら、転校前の学校と転校先の学校に「いつ、どこの学校へ(から)転校するのか」を連絡してください。あわせて転出先の教育委員会へ連絡してください。

その他

就学援助制度

経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品、修学旅行などの小中学校で必要な費用の援助を行います。就学援助を受けるには一定の基準がありますので、教育委員会か学校にご相談ください。

和木こども園(幼保連携型認定こども園)

問 和木2丁目4番1号 ☎52-2707

幼稚園の機能と保育所的機能の両方を合わせて持つ単一の施設で小学校就学前の子どもの教育・保育・子育て支援を一体的に提供する施設です。

受け入れ体制

生後8ヶ月～受け入れ可能です

入園申込み

新年度

10月頃に広報やホームページにてお知らせします。

途中入園

和木こども園にお問合せください。

放課後児童クラブ事業 わきっこクラブ

問 和木1丁目13番1号(和木小学校敷地内) ☎53-2656

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものです。

受け入れ体制

小学校1年生から6年生までの児童で保護者が就労等により家庭で保育ができない方

申込みは、わきっこクラブに直接お問合せください。

和木町奨学金制度

問 教育委員会事務局 ☎53-3123

以下の貸付要件を満たし、審査に合格した学生は、奨学金制度を利用することができます(審査は主に本人の成績や世帯所得を重点項目とします)。

貸付要件

- ◆ 高校生・大学生(短大生含む)・大学院生・高等専門学校生・専修学校生
 - ◆ 学業優秀な人
 - ◆ 本町に2年以上住所を有する者の子女
 - ◆ 学資の支出が困難な人
- 詳細は広報3月号や和木町ホームページをご覧ください。



和木町総合コミュニティセンター

問 総合コミュニティセンター ☎52-2191

施設概要 1階集会室、健康相談室、図書室、3階集会室、学習休養室、学習室兼保育室、会議室1～3

開館時間 午前8時30分～午後9時。
ただし日曜日・祝日は午後5時まで。月曜日～土曜日は、予定されている行事終了まで。

休館日 12月29日～1月4日

和木町体育センター

問 体育センター ☎52-2811

施設概要 体育館 テニスコート

開館時間 午前9時～午後9時まで
※日曜日は午後5時まで

休館日 12月28日～1月4日

町ぐるみ「和木学園」事業

問 教育委員会事務局(和木学園事務局) ☎53-3123

町全体を学びの場と捉えて生涯学習を推進する取組で、「みんなが生徒、みんなが先生」のコンセプトのもと、事務局が企画する講座だけでなく、町民が参加して講座づくりを行うなどしています。既存の活動・行事も「和木学園」の取り組みとして連携していきます。

和木町向学支援事業(検定助成事業)のご案内

問 教育委員会事務局 ☎53-3123

町ぐるみ「和木学園」では町民の皆さまの生涯学習推進を目指し、和木町内に住所を有する全ての方の検定料を助成する事業を行っています。

助成対象となる検定は、英語に関する検定(「英検」、「TOEIC」、「TOEFL」のいずれか一つ)、「数検」、「漢検」で、それぞれの検定について年度内に1人1回、検定料の全額を助成します。

和木町立図書館

問 図書館 ☎54-0222

図書館では本や雑誌など約7万7千冊の蔵書があり、話題の本から学習本まで子供から大人まで幅広く楽しむことができます。

映像化された本や受賞した本など多くの展示を行っています。また、毎年11月又は12月には図書館まつりを開催し、古本バザーや人形劇や映画上映会など多数の参加者でにぎわいます。

1 貸出(図書)

山口県内及び広島広域都市圏にお住まいの方もしくは和木町在勤の方であればどなたでもご利用できます。

2 返却

図書館カウンターに返却してください。閉館しているときは、総合コミュニティセンター1階の返却ポストへご返却ください。

開館時間 午前9時30分～午後6時15分 土・日曜日 午前9時30分～午後5時

休館日 毎週月曜日・祝日 年末年始(12月28日～1月4日) 特別館内整理日(年間5日) 8月15日



相談

各種相談

問 企画総務課 ☎52-2136

相談の種類	内容	窓口
町民相談	毎週水、金曜日に、お困りごとや身近な相談を受け付けます。	町民相談室 (社会福祉協議会内) ☎52-1616
行政相談	毎月第3金曜日に、行政相談委員が、行政に対する苦情や意見、要望を受け付けます。	
無料法律相談	弁護士による無料の法律相談で、年2回(8月、2月)実施します。日程は広報紙等でお知らせします。	
消費生活相談	毎週火曜日に、相談員が消費生活に関する相談を受け付けます。	和木町企画総務課 ☎52-2136



あいあいバス(コミュニティバス)

あいあいバスの運行について

運休日

12月31日～翌年1月3日

あいあいバスの乗車料金について

あいあいバスは、全区間一律料金の有料のバスです。

乗車料金(1人1乗車の料金)

一般 100円

学生 50円

※小学生以上の学生、大学生等を含みます。

注意:運転者等が学生証の提示を求める場合があります。

未就学児童 無料

※小学校就学前まで

◆回数券がお得です。

50円券24枚つづりで1,000円

車内、役場、和木駅等で販売しています。

◆定期券が、さらにお得です。

一般 1箇月定期3,000円、3箇月定期8,000円

学生 1箇月定期1,500円、3箇月定期4,000円

問合先

◆わきあいあいバス全般について
企画総務課 ☎52-2136

◆乗車券は、和木駅でもお取り扱いしています。
和木駅 ☎52-0220

受付時間

7:00～10:00 12:00～13:00 15:00～19:00

乗車料金の免除について

- ◆瀬田3、4丁目に居住する小・中学生が町内の小中学校の登下校に利用する場合
- ◆身体障害者手帳の交付を受け持参している方
- ◆身体障害者手帳1種の方に同行する介護人の方
- ◆療育手帳の交付を受け持参している方
- ◆療育手帳Aの方に同行する介護人の方
- ◆精神障害者保健福祉手帳の交付を受け持参している方
- ◆精神障害者保健福祉手帳1級の方に同行する介護人の方
- ◆75歳以上年齢を証明する書類等を持参している方
- ◆ボランティアに従事するため乗車する場合で町長の交付した承認書を持参している方
- ◆山口県警察が発行する運転卒業者サポート手帳の交付を受けている方



あいあいバス(コミュニティバス)



ごみは、ルールを守って出しましょう。

収集するごみ

区分	種類	出し方
焼却ごみ	台所ごみ／紙製品／布製品／汚れたプラマーク製品／木片・枝／おむつ／カイロ／灰／在宅医療廃棄物／廃食油 など	必ず『指定ごみ袋』に入れて名前を書いて出して下さい。 生ごみは、よく水を切ってから出して下さい。 木片・枝は指定袋(L)をくくりつけて出して下さい。
プラマーク類	お菓子の袋／カップめんの容器／レジ袋／弁当がら／ジュースの容器／洗剤のボトル／食品トレイ／発泡スチロール など	必ず『指定ごみ袋』に入れて名前を書いて出して下さい。 プラマークのある製品を出して下さい。 弁当などの容器類はよく水洗いをして出して下さい。
金属・不燃ごみ	電気製品(ドライヤー・ひげそり等)／おもちゃ／くつ／かばん／パソコン／かさ／缶類／刃物類 など	必ず『指定ごみ袋』に入れて名前を書いて出して下さい。 缶類はよく洗い水をよく切って出して下さい。 刃物類は布等で包んで出して下さい。
粗大ごみ (戸別収集)	家具・寝具類(たんす・ベッド等)／電気製品(電子レンジ等)／自転車／石油ストーブ／金属製品 など	事前予約が必要です。(収集日前日の午後4時まで) 収集券を貼り指定の場所に8時30分までに出して下さい。
ガラスの日	リサイクルびん	食品・ジュース・お酒のガラスびん など ごみステーション内にあるリサイクル専用かごに入れて下さい。 中身をよく洗って出して下さい。 フタを取って出して下さい。
	陶器・ガラス類	茶碗／花瓶／植木鉢／ガラス製品 など ビニール袋に入れて出して下さい。 割れたものは布や紙で包み、袋に『危険』と書いて下さい。
	蛍光灯類	蛍光灯／電球／LED ビニール袋に入れて出して下さい。 蛍光灯、電球はリサイクルしますので、割れないように出して下さい。
	電池・ライター スプレー類	乾電池／スプレー缶／体温計／ライター ビニール袋に入れて出して下さい。 ボンベ・スプレー缶は使い切って穴を空けずに出して下さい。
ペットボトル	ペットボトル	ごみステーション内にあるリサイクル専用かごに入れて下さい。 フタとラベルを取り、水洗いをして、つぶして出して下さい。
新聞・雑誌	新聞・雑誌	紙ひもで縛って下さい。 紙以外のビニールカバーなどは取り除いて下さい。
ダンボール	ダンボール	紙ひもで縛って下さい。 粘着テープは取り除いて下さい。
リサイクル衣類	衣類／まくらカバー など	必ず『指定ごみ袋』に入れて名前を書いて出して下さい。 洗濯してきれいな物を出して下さい。



広告

地球にやさしく
リサイクル&グリーンな処理

株式
会社

坊野興業

一般廃棄物処理業の許可 和住サ第1163号
産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物収集運搬業
一般廃棄物収集運搬処理業

(本社)岩国市由宇町長田882-3

TEL(0827)63-1936

収集できないごみ(販売店か処理業者で処理して下さい)

危険物	ガスボンベ／油類／シンナー／塗料／農薬／火薬 など
大型機材	バイク／農業機器／自動販売機／営業用看板 など
家屋の改築、構造物の解体で生じた不要物	建築・解体廃材／瓦／ブロック／石／土／砂 など
その他	タイヤ／バッテリー／ビニールシート／農業用シート／消火器 など
『家電リサイクル法』対象品	テレビ／洗濯機／冷蔵庫／エアコン／衣類乾燥機

犬の登録・狂犬病予防接種

問 住民サービス課 ☎52-2194

飼い犬の登録・狂犬病の予防接種・飼い犬の死亡届は、狂犬病予防法により義務付けられています。
各種届け出は必ず行ってください。

犬を飼ったら	予防接種	犬が死亡したら
 役場で登録の手続きをして下さい 登録は犬の生涯に一度です	な91犬が生後 つ日以上 たらに 年に1回 動物病院で予防注射を受けた場合、役場で狂犬病予防注射済票交付の手続きをして下さい。	役場で死亡の手続きをして下さい。
登録を申請 鑑札の交付	狂犬病予防注射 狂犬病予防注射済票交付の手続き	死亡届を提出
登録手数料 3,000円	交付手数料 550円	必要なもの 鑑札・注射済票
飼い主が変わった・引っ越した 登録事項変更届を提出	◆和木町に引っ越してきた場合は、以前の居住地の鑑札を窓口へ持ってきてください。 ◆犬を譲る場合は、鑑札や注射済票も一緒に渡してください。	



生活・環境

水道を使い始めたり止めたりするときは、届け出が必要です。

水道の利用開始と中止



引っ越しが決まったら…

転入、町内転居の場合

水道の利用
を
開始

使用開始の連絡

水道を停止する場合

水道の利用
を
停止

使用停止の連絡



引っ越しの日の1週間前を目安に、
まずは都市建設課に電話連絡を…

下記の必要事項についてお伝えください。

- ①住所・氏名
- ②利用開始予定日
- ③電話番号



- ①現住所・契約者氏名・電話番号
- ②引っ越し予定日
(最後に使用する日)
- ③引っ越し先の住所・電話番号
退去日までの料金を、計算して請求します。

⚠ 届け出を行わずに無断で使用された場合、停水処分となることがあります。

⚠ 届け出を行わずに転出・転居された場合、その後の使用量の負担が生じる場合があります。

水道料金について

水道料金は、メーターの数値から算出した使用量に基づいて算定します

- ◆ 前回の検針日から当月の検針日まで使用した水量で計算して、水道料金として請求します。
- ◆ 水道料金を指定納期限内にお支払い頂けない場合、給水を停止することがありますので、ご注意ください。

【支払い方法】

料金の請求は、下水道料金と合算にしています。

下記取扱窓口でお支払いください。

1 会計室

2 取扱金融機関

山口県農業協同組合・山口銀行・西京銀行・広島銀行・四国銀行・もみじ銀行・中国5県のゆうちょ銀行または郵便局

料金の支払いは、便利な

「口座振替」がおすすめです！

取扱金融機関でお申し込みください。

お支払日は月末(奇数月)です。

必要なもの:通帳、届出印鑑

自分でできる漏水の確認方法

まず敷地内にある水道の蛇口をすべて閉めましょう。その後、水道メーターのパイロットマークを調べ、少しでも回っていたらどこかで水が漏れていることになります。



メーター表示部

すぐに和木町指定(和木1丁目～5丁目は岩国市水道局指定)の水道業者へ修理を依頼してください。



生活・環境

広告

学校法人香川学園

宇部環境技術センター

厚労省 水道水質登録検査機関・山口県 計量証明事業登録機関

- ・井戸水検査(山口県HPでは年に1回の定期検査を推奨)
- ・プール水、温泉水、浴槽水、レジオネラ
- ・土壌、肥料、廃棄物・排水、環境水
- ・作業環境、振動騒音、シックハウス…etc



ピーカー君

お気軽にお問合せください。

経験豊かなスタッフが丁寧に対応致します。



0120-974-805



allstf@ukgc-eco.ac.jp

HPはこちら



きれいな水で、快適な暮らしを。

汚れた水を集めてきれいな水によみがえらせる下水道は、快適な生活を支える重要な施設です。

下水道使用料

下水道使用料金は、下水道施設の維持管理に必要な費用の一部を負担いただくもので、使用水量に応じて算定されます。料金の支払いは2カ月ごとで、上水道の料金と合算にして請求します。使用料は、納期限内にお支払いください。便利な口座振替をご利用ください。

こんな場合は手続きを

下水道使用区域で、次のような場合には担当課に連絡をしてください。

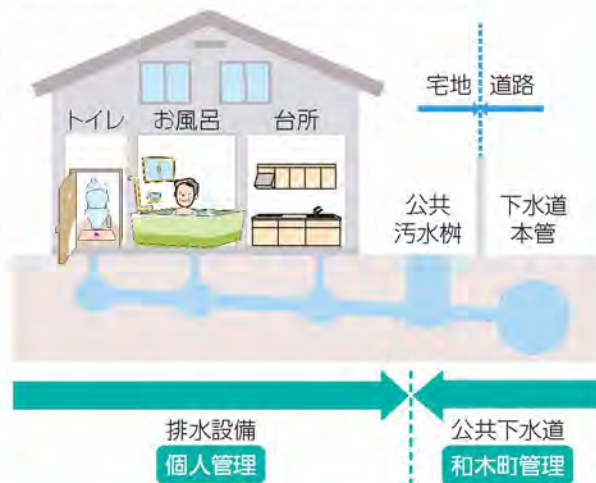
- ◆ 転入、転出をされる時
(上水道と一緒に手続きをされた場合は必要ありません)
- ◆ 使用者や所有者が変わるとき
- ◆ 井戸水使用や井戸水併用使用をしている世帯の人数が変わるとき

浄化槽

下水道未整備区域は、浄化槽を設置して生活雑排水を処理します。浄化槽は定期的な点検や検査などが必要です。詳しくは、住民サービス課 ☎52-2194へお問い合わせください。

排水設備とは

家庭からの汚水を公共下水道に流すために、宅地内に設置された桧や排水管を排水設備といいます。これら排水設備は個人の財産となりますので、個人で維持管理を行っていただくことになります。



下水道に流してはいけないもの…

下水道はみんなの施設です。管を詰まらせたり、処理場に悪影響を及ぼすものは流さないでください。

【例】台所の食品くず・残飯、天ぷら油、ガソリン、アルコール、薬品など



※食器洗いや洗濯などに使う洗剤は、必ず「無リン」のものを使ってください。また、水洗トイレでは溶ける紙(トイレットペーパー)を使ってください。

もしも下水道が詰まったら

(トイレ、台所、風呂場なども)

指定工事店にご連絡ください。



広 告

試料名	大地の糧	
計量項目	計量単位	計量
窒素全量 (N)	% (dry)	4.3
リン酸全量 (P ₂ O ₅)	% (dry)	4.9
加里全量 (K ₂ O)	% (dry)	0.9
有機物 (強熱減量)	%	65
水分または水分含有量	%	23

有機質豊富な肥料:「大地の糧」(工場直売)
 1袋20kg入り: ~~200円~~ → 165円(税込)
 年会員様は1袋45円(税込) ※年会費1100円(税込)
 住所: 廿日市市浅原甲962-2 Tel: 0829-72-2410
 広島堆肥プラント株式会社



生活・環境



住まいの基礎知識

リフォームの進め方とポイント

Step1 具体的な計画をたてる

- 時期、期間は？ ● 予算は？

リフォームの目的から具体的な計画を立てましょう。
この時点での情報収集も大切なポイントです。



Step2 事業者を決める～契約する

- 施工業者の事業内容がリフォーム目的と合致しているか？
- 実績や業務内容を吟味。信頼できる事業者か？
- 候補を数社選んで同じ条件で見積書を提出してもらい検討したか？

契約前に疑問点・不安点は徹底的に確認しましょう。

見積書・提案書や契約書だけでなく、打ち合わせの際の資料やメモなど書類にはしっかり目を通し、保管しておきましょう。



Step3 着工

- 工事に向けての準備や近隣への周知は大丈夫か？
- 工程表に基づいて進んでいるか？
- 変更・追加などが発生していないか？

定期的に施工業者から報告・連絡を受けるようにしましょう。また、不安がある場合は施工業者の担当者を通じて確認するようにしましょう。



Step4 着工後

- 事業者立ち会いの下、確認をし説明を受けたか？
- 今後のメンテナンスや保証先を確認したか？



株式会社サイネックスによる編集記事ページです

ここは有料広告掲載ページです



TAISHO

おかげさまで100周年 100 years ANNIVERSARY

株式会社太昭組 〒740-0001 岩国市装束町4丁目1-6 Tel0827-21-6161 Fax0827-24-4591 www.taishogumi.com

たたみ替えはリフォームの原点!!

津島たたみ店

新しい『い草』の香りはいかがですか

和木町和木1-1-12-1

TEL・FAX(0827) **53-7703**

小さな修繕工事から 大きな増改築まで
お気軽にご連絡下さい
いいリフォームは人を幸せにする 町のリフォーム屋さん

リフォーム キムラ

木村 栄一



〒740-0018
山口県岩国市麻里布町1丁目6-33-906

携帯 090-4803-7035

TEL 0827-23-3711

Eiiti0622@outlook.jp

一般住宅・内装・住宅設備・エクステリア・屋根・塗装 他



山口県農業協同組合

和木支所 [和木町指定金融機関]

JAバンクは日本の食と地域のくらしを支えています

● JAバンク 貯める・ふやす・借りる
 定期貯金 定期積金 iDeCo 投資信託 JAカード
 JA住宅ローン JAリフォームローン Jマイカーローン
 ● JA共済 ひと・いえ・くるまの保障



〒740-0061 山口県玖珂郡和木町和木1丁目12番30号

TEL:0827-53-1722 FAX:0827-53-2965

お気軽にご相談下さい!!

編集後記

「和木町 暮らしの便利帳」は、和木町にお住まいの皆様方へ、町の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行いたしました。

また、町民の皆様方に、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、官民協働事業として和木町と株式会社サイネックスとの共同発行としました。

「和木町 暮らしの便利帳」は、地域の各団体及び事業者の皆様のご協力により、行政機関への設置はもとより、和木町の全世帯へ無償配布することができました。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

「和木町 暮らしの便利帳」に掲載の行政情報は、令和5年2月1日現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報の内容・手続き等で不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。

また掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご活用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。

和木町 暮らしの便利帳

令和5年4月発行

発行

和木町／株式会社サイネックス

制作

株式会社サイネックス

〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15

TEL.06-6766-3333(大代表)

広告販売

株式会社サイネックス 広島支店

〒733-0036 広島県広島市西区観音新町1丁目20番24号

TEL.082-500-9547

※掲載している広告は、令和5年2月現在の情報です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

無断で複写、転載することとはご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

県内最速^{※1}からリーズナブルなプランまで 選べるインターネット



光プラチナコース 月額
通信速度(下り/上り) 1Gbps

アイ・キャン
おすすめ!
コース

月額 **¥5,500** 税込

他社回線の場合 アイ・キャンインターネット

回線利用料 (+) プロバイダ料込み

県内最速^{※1}の超パワフル

光ギガギガコース 月額 **¥6,930** 税込

通信速度(下り2G/上り1G) 2Gbps

ビジネスシーンでも納得

光ゴールドコース 月額 **¥4,400** 税込

通信速度(下り/上り) 100Mbps

動画やゲームもサクサク

光シルバーコース 月額 **¥3,300** 税込

通信速度(下り/上り) 30Mbps

Web検索が中心!

光ブロンズコース 月額 **¥2,750** 税込

通信速度(下り/上り) 10Mbps

最大速度は、規格上の最高速度であり、回線の混雑状況やお客様の通信環境などにより、実際の通信速度は低下します。上記の利用料金は戸建住宅向けのプランとなります。集合住宅の場合、月額利用料金が異なります。上記各コースには、メールアドレス4個(5GB/1個)・ホームページ容量100MBの利用料が含まれます。●光ギガギガコースはサービスエリア内でのみのご提供となります。【和木町 光ギガギガコース サービスご提供エリア】関ヶ原/瀬田/和木 他地域へは随時提供エリアの拡大を予定しております。●サービス提供エリア内であっても設備の都合上ご利用できない場合や、ご利用までお時間がかかる場合がございます。●一部提供していないエリアがございます。詳しくはお問い合わせください。●利用料金、サービスは2023年1月時点のものととなります。※1. 2022年2月1日時点。山口県内光回線サービス比較において。(アイ・キャン調べ)

加入金 **¥3,300** 税込

標準工事費 **¥31,680** 税込

初期設定料 **¥3,300** 税込

アイ・キャンインターネットの特徴 初心者の方も安心! 地域密着のサポートと安定した通信環境が魅力。

POINT 1

地元密着
安心サポート



POINT 2

速度で選べる
料金プラン



POINT 3

基本料金に
プロバイダ料込み



ケーブルテレビ・インターネット・ケーブルプラス電話

アイ・キャン

お申し込み
お問い合わせ

0120-189234

【携帯電話の方】
0827-22-5678

■電話受付 / 9:00~17:00

※窓口での受付 / 9:00~17:00(土・日・祝を除く)

アイ・キャン

<https://www.icn-tv.ne.jp>